

**地球温暖化防止及び大気汚染防止対策（工場・事業場関係）****1 設備・機器等の省エネルギーの徹底**

工場内設備のきめ細かな運転管理や事業活動の合理化により稼働時間を削減し、工場内機器は適切な容量や能力を持つ省エネ型のものを使用するとともに、不要時はこまめに電源を切るなど、省資源・省エネルギーに努める。

**2 適切な燃焼管理の徹底**

ボイラー等ばい煙発生施設について、燃料使用量、空気比、燃焼温度等を点検の上、燃焼管理を適正に行う。

**3 良質燃料の積極的な使用**

ボイラー等ばい煙発生施設において使用する燃料については、できるだけ硫黄分の少ない良質な燃料を使用する。

**4 暖房温度の適正化**

暖房温度を適正（室温は19℃以下）に設定し、過度な暖房を避ける。

**5 エレベーターの一時休止、照明のこまめな消灯の徹底**

事務所等において、エレベーターや照明を昼休み等の使用しない時に休止、消灯して調節をする。

**6 計画的な運行による入出荷貨物自動車台数の抑制**

工場・事業場に入入りする貨物自動車等については、計画的な入出荷の合理化等により運行台数の抑制に努める。

**7 アイドリングストップを始めとしたエコドライブの励行**

工場・事業場に入入りする貨物自動車について、アイドリングは最小限にし、貨物の積みおろしのときには、必ずエンジンを停止する。

また、自動車の運転時には、ふんわりアクセルや早めのアクセルオフ、車間距離を空けて加減速の少ない運転を実施する。

**8 空ぶかし・急発進・急加速の防止、貨物自動車の過積載防止の徹底**

通勤用・業務用の自家用自動車の使用については、空ぶかし・急発進・急加速をしないととも、工場・事業場に入入りする貨物自動車等については、過積載防止を徹底する。

**9 相乗りの励行や公共交通機関の利用促進による通勤用等自家用自動車の使用自粛**

通勤用・業務用の自家用自動車の使用については、相乗りの励行や公共交通機関の利用促進により、できるだけ自粛する。

**10 自動車の定期的点検整備（適正なタイヤ空気圧等）の徹底**

自動車を運転する前には適正なタイヤ空気圧等の運行前点検を徹底するとともに、定期的な整備や点検を実施する。

**11 環境に優しい自動車の使用・利用**

業務用自動車の導入・使用や、運送の委託、物品の購入等に当たっては、エコカーの積極的な使用・利用に努める。また、自動車NOx・PM法の排出ガス基準に適合しない車は、使用・利用しないように努める。